

省

令

○厚生労働省令第三十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）及び毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第六十六号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十七条の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の五第四号中「第三十六条の五」を「第三十六条の八第一項」に改め、「以下「登録等権限者の変更」という。」を削る。

第四条の六第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に改める。

第四条の十に次の一号を加える。

六 令第三十六条の四第三項の規定による特定毒物研究者名簿の送付が行われる場合にあつては、許可の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日

第十一条第二項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

別記第六号様式及び別記第七号様式中「都道府県知事」を「都道府県知事 指定都市の長」に改める。

別記第十一号様式の(1)、別記第十一号様式の(2)、別記第十二号様式及び別記第十三号様式中「都道府県知事」を「都道府県知事 指定都市の長」に改める。

地方厚生局長を「地方厚生局長 指定都市の長」に改める。
都道府県知事を「都道府県知事 指定都市の長」に改める。
保健所設置市長を「保健所設置市長 指定都市の長」に改める。

別記第十五号様式を次のように改める。

Article 30
Denunciation of the Treaty

- (1) [Notification] Any Contracting Party may denounce this Treaty by notification addressed to the Director General.
- (2) [Effective Date] Denunciation shall take effect one year from the date on which the Director General has received the notification. It shall not affect the application of this Treaty to any application pending or any mark registered in respect of the denouncing Contracting Party at the time of the expiration of the said one-year period, provided that the denouncing Contracting Party may, after the expiration of the said one-year period, discontinue applying this Treaty to any registration as from the date on which that registration is due for renewal.

Article 31
Languages of the Treaty; Signature

- (1) [Original Texts; Official Texts]
- (a) This Treaty shall be signed in a single original in the English, Arabic, Chinese, French, Russian and Spanish languages, all texts being equally authentic.
- (b) An official text in a language not referred to in subparagraph (a) that is an official language of a Contracting Party shall be established by the Director General after consultation with the said Contracting Party and any other interested Contracting Party.
- (2) [Time Limit for Signature] This Treaty shall remain open for signature at the headquarters of the Organization for one year after its adoption.

Article 32
Depositary

The Director General shall be the depositary of this Treaty.

別記第 15 号様式(第 14 条関係)
表

第 号	85mm
毒物劇物監視員 身分証明書	
所屬庁 氏名	年 月 日生
年 月 日発行	写真
厚生労働省(地方厚生局、都道府県、 指定都市、保健所設置市又は特別区)	⑨
53mm	

裏

毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)抜すい
(以下略す)
第 17 条 厚生労働大臣は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のために必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。
2 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物又は劇物の販売業者又は特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のために必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。
3 前 2 項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。
4 毒物劇物監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
5 第 1 項及び第 2 項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)
第 23 条の 4 第 17 条第 2 項の規定により都道府県知事の権限に属するものとしてされている事務は、緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。
2 (略)
(毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号)抜すい
(都道府県が処理する事務)
第 38 条の 7 法に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、製造所又は営業所の所在地の都道府県知事が行うこととする。ただし、厚生労働大臣が第 4 号に掲げる権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。
一 三 (略)
四 製造業者及び輸入業者(製剤製造業者等を除く。)に係る法第 17 条第 1 項に規定する権限に属する事務
2 ～ 4 (略)

別記第十七号様式中
「地方厚生局長を
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長」
を
「地方厚生局長
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長」
に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する
ことができる。

○厚生労働省令第三十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第十五条第
四項及び第十二項並びに第三十五条第六項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十六日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)
の一部を次のように改正する。

第八条第五項第一号中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

第二十条第二項第一号中「第十六条第五項」を「第十六条の三第五項」に改める。